

令和元年6月28日

保護者 様

深谷市立大寄小学校
校長 相川 至宏

いじめ防止対策の推進について

いじめ防止対策推進法では、『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義しています。

本校では、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止等のための基本方針」、「深谷市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する「大寄小学校いじめ防止基本方針（平成31年4月改訂）」を定め、いじめの早期発見・早期対応、組織的な対応を家庭・地域と連携して取り組んでいるところです。

さて、本日（6月28日）本校では、第1回*のいじめ防止対策委員会*（構成員：市教育委員会、PTA会長、主任児童委員、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭等）が開催されました。

今年度、**学校として「いじめの早期発見・早期解決、見逃しゼロ、迅速な対応」を共通目標**として掲げ、引き続き「学校は、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る。」ことを確認しました。

つきましては、今後、学校、家庭等においていじめの未然防止に向けた適切な対応と周知のため、下記の資料について送付いたします。趣旨についてご理解とご協力について重ねてお願いいたします。

記

別添資料 ○ 知っていますか「いじめ防止対策推進法」
(いじめの定義の説明)

○ いじめ発見チェックシート

なお、「大寄小学校いじめ防止基本方針（平成31年4月改訂）」は大寄小ホームページに掲載されています。必要に応じてダウンロードしてご活用下さい。

大寄小学校
担 当 高木 陽
TEL 571-0744
FAX 571-8221

家庭用いじめ発見チェックシート

1 起床から登校前
<input type="checkbox"/> 布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうであったりする
<input type="checkbox"/> けだるそうな、疲れた表情である
<input type="checkbox"/> いつもと違って朝食を食べようとししない
<input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする
<input type="checkbox"/> 学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらなかったりする
2 登校中
<input type="checkbox"/> 友達の荷物を持たされている
<input type="checkbox"/> 一人で登校するようになる
<input type="checkbox"/> 遠回りして登校している
<input type="checkbox"/> 途中で家に戻ってくる
3 帰宅時
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある
<input type="checkbox"/> あざや擦り傷があってもその理由を言わない
<input type="checkbox"/> 自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない
<input type="checkbox"/> いつもより帰宅が遅い
<input type="checkbox"/> 自転車や持ち物等が壊されている
<input type="checkbox"/> 学校の話をしなくなる
<input type="checkbox"/> 外出したからない
<input type="checkbox"/> プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
4 夕食時から就寝まで
<input type="checkbox"/> 食欲がない
<input type="checkbox"/> 特定の友達に対する言葉遣いが不自然にしていぬいである
<input type="checkbox"/> 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいる友達と遊ばなくなったりする
<input type="checkbox"/> お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる
<input type="checkbox"/> 部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく
<input type="checkbox"/> 買い与えた覚えのない品物を持っている
<input type="checkbox"/> メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる
<input type="checkbox"/> 家族の者と話をしなくなる
<input type="checkbox"/> いじめの話をするとう強く否定する
<input type="checkbox"/> 弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になったりする
<input type="checkbox"/> 疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている
<input type="checkbox"/> 普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする

知っていますか「いじめ防止対策推進法」

平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、**社会総がかり**でいじめの問題に向き合い、対処していくための、**基本的な理念や体制**を定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、**「計画的」「組織的」**に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

- いじめかなと思ったら**学校に連絡**するなどの対応をお願いします

「重大事態」には**調査組織を設置**します

- 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた**調査組織**を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。